

## 海外経済要録

### 国際機関

#### ◇ IMF理事会、輸出変動補償融資制度の借入条件等を弾力化

IMF理事会は8月2日、「輸出変動補償融資制度」(注)の借入条件等を弾力化する方向で規則の改訂を行った。

(注) 本制度は1次産品輸出国の輸出所得減少分を補償するための融資制度として1963年に設置されたもの(その後1966年および75年<昭和51年1月号「要録」参照>の2度にわたって改正がなされた)で、本年8月までの累積利用額は145か国、同引出し額は47億SDRに達している(5月末融資残高29.9億SDR)。

今次改訂の主要点は次のとおり

##### 1. IMFからの引出限度額の引上げ

- (1) 引出残高限度額を加盟国クォータの100%とする(従来はクォータの75%まで)。
- (2) 年間ネット引出限度額は撤廃する(従来クォータの50%に制限)。

##### 2. 輸出所得の落込み額の算定基準の変更

- (1) 引出国の輸出所得の落込み額の算定に当って、その対象となる「所得」として従来の「全商品輸出収入」に「観光収入」および「海外労働者からの送金」を加えるか否かの選択権を引出に認める。ただしこの選択は5年間変更できないものとする。
- (2) 輸出所得の「短期的な落込み」を選定する際に基準となる引出国の輸出所得のトレンド値は従来の算術平均値から幾何平均値に改める。

### 米州諸国

#### ◇米国、公定歩合を引上げ

連邦準備制度理事会は8月16日、ニューヨーク、フィラデルフィア、リッチモンド、カンザスシティ、クリーブランド、セントルイス、ミネアポリスの7地区連銀が公定歩合を10.0%から10.5%に引上げ、翌17日から実施することを承認した旨発表した(なお、これに続き17日にはボストン等残る5地区連銀の引上げ<20日実施>を承認)。

今回の引上げは、7月(9.5%→10.0%、20日実施)に続く本年2回目、また77年8月以来では通算11回目(通算引上げ幅は5.25%)の措置である(この結果その水準は再び既往最高を更新)。

今回の措置の背景について同理事会は、「最近の根強

いインフレ圧力の持続およびマネーサプライの急速な増加にかんがみたもの」とコメントしている。

#### ◇連邦準備制度理事会等、預金金利規制等を一部改正

連邦準備制度理事会および連邦預金保険公社は7月30日、それぞれの管轄下にある銀行に対する預金金利規制(連邦準備制度レギュレーションQ等)の一部を改正し、8月1日から実施する旨発表した。

今次措置の概要は以下のとおり。

##### (1) 定期預金金利上限の一部引上げ

1口10万ドル未満、期間30日以上90日未満の商業銀行の定期預金金利の上限を0.25%引上げ、5.25%とする。

##### (2) 買戻し条件付債券売却(repurchase agreements)に対する上限金利の新設

新たに取引額10万ドル未満、期間90日以上の買戻し条件付債券売却(RPs)についても預金金利規制の対象に加えることとし、その上限金利は同一の期間の定期預金金利の上限を適用する(注)。ただし、本措置の実施に当っては3年間の経過期間を設定、この間におけるRPs取引については、本年8月1日現在の残高を超えない限り上限金利の適用を免除する。

(注) 本件は、連邦準備制度がさる5月30日、「RPsについては預金金利規制が適用されないことから、最近加盟銀行の間で顧客に対して同期間の定期預金金利の上限を上回る金利で小口のRPs取引を行い資金吸収を図る動きが目立ち始めている(期間90日以下の小口RPsの取引規模は10億ドル弱)が、かかる状態を放置しておくと現行の預金金利規制の有効な機能が損なわれかねない」として小口のRPs取引を預金金利規制対象に加える旨提案していたものの。なお、今回期間90日未満の小口RPs取引を規制対象に加えなかった点について同制度は、「これが主として中小企業および州政府等の短期の資金管理手段として利用されていることにかんがみたもの」とコメント、また連邦住宅貸付銀行理事会は8月2日、傘下の貯蓄貸付組合に対し取引額10万ドル未満、期間90日未満のRPs取引を認める旨明らかにした(従来貯蓄貸付組合はRPs取引を全く認められていなかった)。

##### (3) 追加預入分に対する適用金利の規定を新設

既存の定期預金勘定に追加預入が行われた場合には、追加預入分に対しては当該預入日現在における預金金利の上限を適用するものとする。

##### (4) 定期預金の期限前解約に対するペナルティーの変更(注)

① 定期預金保有者が死亡した場合のみならず、裁判所により心身耗弱者(mentally incompetent)と宣告を受けた場合にも、当該預金の期限前解約に際してのペナルティー(6月号「要録」参照)は免除することとする。

② 本年7月1日に改正された期限前解約のペナルティー規定の適用に当っては、顧客の同意を条件に7

月1日以前に預入された定期預金についても適用しうることとする。

(注) 連邦住宅貸付銀行理事会も8月2日、同様の措置を傘下の貯蓄貸付組合に適用する旨発表。

#### ◇連邦準備制度理事会、国際銀行業務に関する新規律Kを発表

連邦準備制度理事会は6月14日、米銀等の国際金融業務を包括的に規定する新規律Kを発表した(即日実施)。本件は昨年9月に成立した「1978年国際銀行法」に基づき、外銀の州外支店設置が条件付で認められことになったの関連し、これと競争関係にあるエッジ・アクト法人(国際銀行業務を営む米銀子会社)に対する諸規制を見直すよう要請されていたことに対応して、従来の規律K(エッジ・アクト法人に対する規制)を大幅に改訂するとともに、加盟銀行の海外業務活動に関する規律Mおよび、銀行持株会社に関する規律Yの一部(海外業務活動に関する部分)を併せ改正・統合したものである(この結果、規律Mおよび規律Yの一部は同日をもって廃止)。

新規律Kにおける主な改正点は以下のとおり。

##### 1. エッジ・アクト法人関連

###### (1) 州外支店(interstate branch)の設置を認可

- ① エッジ・アクト法人は、連邦準備制度の事前承認を条件に、国内において州外支店を設置することができる(従来支店形態での州外進出は禁止)。
- ② 連邦準備制度は、エッジ・アクト法人の支店設置申請の認可に当っては、利害関係者から意見を徴すると共に、次の諸点を考慮して決定する。

###### イ. 資産状態と沿革

###### ロ. 経営面の特徴

###### ハ. 支店の設置により当該地域社会が享受することになる国際銀行業務上の便益

###### ニ. 競争条件に及ぼす影響

###### (2) 融資業務範囲の拡大

エッジ・アクト法人は、従来の①海外で実施される事業等に対するファイナンス、米国の財貨輸出入についての船積み後金融(これに関連した国内輸送や一時的の在庫に要する資金融資も含む)等のほか、新たに②輸出を直接の目的とした財・サービスの生産に対しても融資できることとする(ただしすでに顧客が輸出注文を受領しているか、あるいは当該財・サービスが直接輸出に向けられるものであると識別できることを条件とする)。

件とする)。

##### (3) 預金業務の拡大

エッジ・アクト法人は、米国内において、従来認められていた要求払預金および定期預金に加え、新たに貯蓄預金の受け入れおよび譲渡可能定期預金証券(Negotiable CD)の発行も行うことができる(ただし、受け入れ対象は従来同様外国政府、外国機関、非居住者からの預金等)。

##### (4) 資本・貸出規制の導入

- ① 銀行業務を営むエッジ・アクト法人は、その資本金(剰余金を含む)が危険資産(risk assets)の7%を下回らないようにしなければならない。
- ② 銀行業務を営むエッジ・アクト法人は1個人もしくは1団体に対する直接・間接の信用供与額を自己の資本金(剰余金を含む)の10%以内にとどめなければならない。
- ③ 加盟銀行およびその銀行のエッジ・アクト法人と海外子会社(保有形態は問わない)による1個人あるいは1団体に対する信用供与額の合計が、当該加盟銀行の信用供与限度額を超えてはならない。

##### (5) エッジ・アクト法人に対する投資の制限の導入

外国金融機関は自己の資本金(剰余金を含む)の10%までしかエッジ・アクト法人に対する投資を行うことができないものとする。

##### 2. 加盟銀行、銀行持株会社、エッジ・アクト法人の海外活動関係

###### (1) 加盟銀行およびエッジ・アクト法人の海外支店設置条件の緩和

- ① すでに2か国以上に支店を設置している加盟銀行もしくはエッジ・アクト法人は、60日前に連邦準備制度に通知すれば、その他の国での支店設置も認められる(従来は事前の個別認可が必要であった)。
- ② すでに支店を設置している国にさらに支店を増設する場合には、同制度に対する事前の通知を必要としない(従来は30日前に通知しなければならなかつた)。

###### (2) 加盟銀行、銀行持株会社、およびエッジ・アクト法人の对外投資規制の緩和

- ① 海外子会社および合弁企業(joint venture)に対する投資は、それが連邦準備制度理事会の規制に合致する企業に対するもので、かつ資本金(剰余金を含む)の5%ないし2百万ドルのいずれか少ない方を下回っている限り、同理事会の個別の同意を必要としないこととする。

- ② 投資額が上記規制を上回るものであっても、それ

が自己の資本金(剩余金を含む)の10%を超えないものについては、同理事会に対して60日前に通知するだけで認められることとする。

#### ◇連邦準備制度、メキシコ銀行とのスワップ極度額を増額

連邦準備制度理事会は8月17日、メキシコ銀行との間のスワップ極度額を340百万ドル増額し、総額700百万ドルとする旨発表した。この結果、同制度の主要中央銀行14行および国際決済銀行とのスワップ取決め額は総額30,100百万ドルとなった。

なお、メキシコ銀行は上記のほか米国財務省との間でも300百万ドルのスワップ取決めを締結しており、今回の合意によって米国とのスワップ取決め額は総額1,000百万ドルとなった。

#### 連邦準備制度のスワップ取決め額

(単位・百万ドル)

	取決め額
オーストリア国民銀行	250
ベルギー国民銀行	1,000
カナダ銀行	2,000
デンマーク国民銀行	250
英蘭銀行	3,000
フランス銀行	2,000
ドイツ・ブンデスバンク	6,000
イタリア銀行	3,000
日本銀行	5,000
メキシコ銀行	700
オランダ銀行	500
ノルウェー銀行	250
スウェーデン銀行	300
スイス国民銀行	4,000
国際決済銀行	1,850
(うちスイス・フラン分)	( 600 )
総額	30,100

#### ◇米国、1979年通商協定法成立

カーター大統領は7月26日、「1979年通商協定法(Trade Agreements Act of 1979)」に署名した。本法はさる4月に仮調印された多角的通商交渉(Multinational Trade Negotiation、いわゆる東京ラウンド)諸協定(5月号「要録」参照)に対する米国議会の承認とその協定実施のための国内法(74年通商法、30年関税法、21年アンチ・ダンピング法等)の改正を目的としたもの。主要項目の概要は次のとおり。

#### 1. 多角的通商交渉(MTN)で合意をみた諸協定の承認

- (1) 議会は6月19日に提出されたMTN諸協定の受諾権限を大統領に付与した。
- (2) もっとも、①受諾に際してはEC、カナダおよび日本が当該協定を受諾していること、および②いすれの協定も他の国が協定上の義務を負い、かつ米国に対して適当な利益を与えていると大統領が決定した国でなければこれを適用してはならない、との条件が付されている。

#### 2. 国内法の改正

- (1) 相殺関税(countervailing duties)に関する規定  
<1930年関税法の改正>

##### ① 相殺関税賦課要件の厳格化

輸入品に対して相殺関税を賦課するにあたっては、(1)補助金を受けていること(担当機関<現在は財務省>が調査を担当)、および(2)当該輸入品により米国産業が「実質的な損害」(material injury)を被っている(またはそのおそれがある)こと(国際貿易委員会<ITC>が調査を担当)の2つの要件が必要とされることとなった(注)(從来有税品については(2)の損害要件の立証不要)。

ただし、本規定は「MTN協定を受諾している国、または米国に対し同協定の義務を実質的に負っていると認められる国の輸入に対してのみ適用する」との条件が付されており、従って他の国の輸入については從来通り「損害」の認定がなくとも相殺関税賦課が可能。

(注) 補助金の定義についてはMTNの補助金相殺関税コードに示されている輸出補助金(政府の輸出補助金給付、不當に低利の輸出借用供与等)、のほか、国内の優遇融資等の国内補助金をも対象とする旨明記されている。また「実質的な被害」の内容に関しては「取るにたらず(inconsequential)実質的でなく(immaterial)かつ重要でない(unimportant)とはいえない損害(harm)」とのみ定義しているが、その認定に際しITCは補助金を受けた輸入品の量およびその輸入が国内の同種産品の価格に及ぼす影響とその輸入が国内同種産業に及ぼす影響について検討しなければならない旨規定している。

#### ② 調査期間の短縮

從来米国の生産者、労組等の提訴に基づく財務省およびITCの補助金等に関する調査は実施後360日以内に完了することとされていたが、今回以下のように、これを205日(複雑な案件の場合は270日)以内に短縮。

##### イ. 担当機関(現在は財務省)

調査開始の是非の決定: 提訴受諾後20日以内  
仮決定 : ツ 85日 ツ(複雑な案件の場合150日)  
最終決定 : 仮決定後75日以内

## ロ. I T C

仮決定：提訴受諾後45日以内

最終決定：上記担当機関の仮決定後120日以内

または同最終決定後45日以内

### ③ 清算(注)停止(suspension of liquidation)期間の変更

従来財務省の最終決定が行われた後、I T Cの調査期間中清算手続が停止されていた(期間は相殺関税を支払うまでの間、約1年を要した)が、今回担当機関の仮決定以後清算手続が停止される(期間はI T Cによる最終決定までの約3か月間)ことに改められた。

(注) 米国における関税徴求は、通関時に一応の見積り額を徴求後刻財務省が正式の関税額を決定する(清算する)という方式で、がとられている。従って、清算の停止措置がとられると輸入者にとっては最終的な関税支払額が不明確となり輸入税率を確定し難くなるという効果がある。なお、清算停止期間中は当該輸入品を国内に引取る場合には輸入業者はボンドなし現金の供託が必要。

### ④ 調査の停止規定の導入

輸出国政府または輸出業者が、①調査停止(suspension)後6か月以内に補助金を完全に廃止ないし相殺するか、あるいは補助金付輸出を行わない旨約束を行った場合、または②当該產品の米国向け輸出によって生じる有害な影響を完全に除去することに同意した場合には、当局は調査を停止することができる」となった。

### ⑤ なお本規定の発効日は80年1月1日とされている。

### (2) アンチ・ダンピング税に関する規定<30年関税法の改正および21年アンチ・ダンピング法の廃止>

#### ① 調査期間の短縮

従来ダンピングの有無等に関する調査は米国の生産者、労組等の提訴を受けたのち13か月以内(複雑な案件の場合は16か月)とされていたが、今回以下のようにこれを280日(同330日)以内にまで短縮。

イ. 担当機関(現在は財務省、ダンピングの有無の調査を担当)

調査開始の決定：提訴後20日以内

仮決定：同160日(複雑な案件は210日)

最終決定：仮決定後75日以内(複雑な案件は135日)

#### ロ. I T C(損害調査を担当)

仮決定：提訴後45日以内

最終決定：担当機関の仮決定後120日以内

ハ. なお、担当機関が調査開始後60日以内に入手した資料で検証(verification)を実施することなく

仮決定を行うことにつき関係当事者間で合意した場合、調査開始後90日以内に仮決定行い得る旨との条項も設けられている。

#### ② 清算停止措置の導入

相殺関税の場合と同様、仮決定と同時に対象輸入品についての清算手続が停止されることとなった(従来は関税評価差止め措置がとられていた)。

#### ③ ダンピング税徴収手続きの明確化

イ. I T Cの最終決定の後担当機関は7日以内に課税命令を出すこととされ、その命令が公布された後の当該輸入品の通関に際しては推定ダンピング税が徴収されることになった。

ロ. その後ダンピング税算定のための調査(アセスメント調査)を通關後最大限2年以内に行い、直ちにダンピング税を徴収するよう義務付けられている(従来、推定ダンピング税およびアセスメント調査期間の定めはなかった)。

#### ④ なお本規定の発効日は80年1月1日とされている。

### (3) 米国の権利の保護に関する規定<74年通商法の改正>

① 大統領が「米国の通商上の権利が不当な制限、差別などにより侵害されたときはあらゆる適切かつ可能な措置をとることができる」ケースとしてMTNの諸協定違反が加えられるとともに、米国の対応措置として従来の相手国との通商協定の破棄や関税等の輸入制限措置のほか、新たに役務に対して付加金や制限を課すことも明記されている。

#### ② 上記対応措置をとるにあたっての調査手続につき次のような期間制限等が新たに設定された。

イ. 特別通商交渉代表部(S T R)は利害関係者からの提訴後45日以内に調査開始の是非を決定。

ロ. S T Rは調査開始を決定した場合、当該相手国と協議を行わねばならないが、協議が不調に終った時は直ちにMTN諸協定に定める紛争処理手続を援用し、その案件が、

①輸出補助金に起因する場合は調査開始後7か月以内、

②その他の補助金の場合は同8か月以内、

③補助金以外のMTN協定に係る事項の場合は同協定の紛争処理手続終了後30日以内

④その他の諸問題については調査開始後12か月以内

に大統領に対し対抗措置について勧告しなければならない。

ハ. 大統領はS T Rの勧告を受理した日から21日以

内に対抗措置を決定しなければならない。

#### (4) その他の規定

##### ① 関税評価制度の改正<30年関税法の改正>

輸入品の関税評価は、原則として当該輸入品の取引価額(transaction value)が基準とされる(または同種品目若しくは類似品目の取引価額等)こととなり、従来の「米国内での類似品の国内販売価格を基準とする関税の賦課方式(いわゆる A S P 制度)等は廃止された(なお本規定の発効日は原則として 81 年 1 月 1 日とされているが、E C および E C 各国が M T N の関税評価に関する協定を受諾、実施した場合には、大統領はそれ以前においても本規定を実施しようとしている)。

##### ② バイ・アメリカン(国産品優先購入)法の適用免除

大統領は、M T N の政府調達に関する協定加入国で、米国産品およびその供給者に対して相互主義に基づき政府調達に関する適切な競争の機会を供与している国等に対して米国政府の財貨・サービス調達に当りバイ・アメリカン法(33年成立)の適用を免除することができるとされている(81年 1 月 1 日発効)。

##### ③ 大統領の非関税障壁(N T B)撤廃・軽減交渉権限の延長

74年通商法により大統領に賦与された諸外国との N T B 軽減・撤廃交渉権限が88年 1 月 2 日まで延長(当初の有効期限は80年 1 月 2 日)されることとなつた。

##### ④ C I F ベースの輸入統計の作成

79年12月31日以降、C I F ベースの輸入統計およびそれに基づく貿易収支を毎月作成し、これを他の貿易統計よりも48時間以上早く公表すべき旨規定している(現在毎月発表されている貿易統計は輸出・入とも F A S ベース)。

#### ◆米国、重質原油の価格規制を撤廃

カーター大統領は 8 月 17 日、既存の国内油井から産出される重質原油(A P I 比重<sup>(注)</sup>16 度以下)に対する価格規制を即日撤廃する(新規油井分についてはすでに 6 月 1 日から価格規制の適用外となっている<5 月号「要録」参照>)旨発表するとともに、議会に対し同原油を現在審議中の超過利潤税(5 月号「要録」参照)の課税対象から除外するよう要請した。本措置はさる 7 月央に発表された新エネルギー計画(8 月号「要録」参照)の一環であり、政府では「これにより重質原油の生産量(1 日当たり)は現在の 250 千バーレル(国内原油総生産量の約 3 %)

から 85 年までには 450 千バーレル、90 年までには 750 千バーレルに増加しよう」とコメントしている。

(注) アメリカ石油協会(American Petroleum Institute)が作成している原油の比重を表す単位で、この数値が低いほど原油の比重は大。16 度以下の原油は実際にはほとんどタール状に固体化しており、採油に際し加熱が必要。

## 欧州諸国

#### ◆西ドイツ、連邦債の発行を決定

1. 西ドイツ連邦債シンジケート団小委員会は、8 月 10 日、期間 10 年もの連邦債の発行を決定した。その発行要領は以下のとおりであるが、前回発行された連邦債の発行条件(8 月号「要録」参照)と比べると、最近における債券相場の堅調<sup>(注1)</sup>を映じ、応募者利回りがかなり引下げられている(8.0 → 7.57 %)。

(注 1) 国債、残存期間 10 年もの、月中平均利回り(単位・%)

54/4月	5月	6月	7月	8月上旬
7.25	7.80	8.00	7.90	7.61

期 間 10 年

表 面 利 率 7.5%

発 行 価 格 99.5%

発 行 額<sup>(注2)</sup> 16 億 マルク

応募者利回り 7.57%

売出し期間 8 月 15 ~ 17 日

(注 2) ただし、上記発行額中 3 億 マルクについては、ブンデスバンクが当座の間留保し、その後同行を通じ市場の状況をみながら漸次発行される。

2. 本決定につき、市場筋では「本連邦債は、前回に比べ応募者利回りが引下げられているとはいえる、このところ連邦債に対する買需要が旺盛であることからみて、円滑に消化されよう」としている。

なお、当面の長期市場金利の動向については、「最近、国内投資家の買控え態度がほぐれつつあるうえ、強調を続けてきた住宅関連資金需要に落着き傾向がうかがわれるところから、長期市場金利は現在の水準で安定的に推移しよう」(銀行協会)との見方も出ているものの、「ごく最近の低下傾向は、ひとえに 6 月央以降のマルク相場強調に伴う非居住者の債券買いの増加によるものである。従って、こうした特殊要因がはく落するにつれ、今後市場金利は再び上昇を示すことになろう」(イルムラー・ブンデスバンク理事)との見方が大勢である。

#### ◆ブンデスバンク、ロンパート貸付の使用制限等を決定

1. ブンデスバンクは、8 月 23 日の定例中央銀行理事会において以下の措置を決定、発表した。

(1) ロンパート借入の月中平残は、9月以降当該金融機関の再割引わくの一定割合(注1)を超えてはならないこととする。

(注1) 同割合について、ブンデス銀行では公表していないが、市中筋では15%程度とみており、また本措置により9月のロンパート貸付残高(月中平残)は約50億マルク(8月中平残、80~90億マルク)に制限されようとしている。

(2) 上記措置に伴う資金需要をカバーするため、8月27日以降、一定額の範囲で債券の売戻し条件付買オペレーションを実施する(注2)。

(注2) ブンデス銀行は、前回、ロンパート・レート引上げ(6月1日)に際して実施(6月19日)した売戻し条件付買オペレーション(7月号「要録」参照)の場合と同様、本措置の取扱いを開始した8月27日、1日で買入額がかなりの額に達したため、同取扱いを1日限りで停止した。

本措置の実施要領は以下のとおり。

(イ) 対象……手形再割引対象金融機関

(ロ) 対象債券……証券取引所上場のロンパート貸付適格債券および取引所取引の認められている中期債(連邦、州、連邦鉄道、連邦郵便の発行にかかるもの)。

(ハ) 買入価格……買入日前日の取引所公示価格ないし取引所取引価格

(ヘ) 買入金利……6.5%

なお、総買入額についてブンデス銀行は公表していないが市中筋では約70億マルクとみている。

## 2. ブンデス銀行の公式声明文は以下のとおり。

「本措置は、ロンパート貸付を大幅に削減する一方、最近の金融機関の旺盛な資金需要に対しては、債券の売戻し条件付買オペレーションを限定的に実施することにより、銀行流動性をかなりきつめに維持(fühlbar knapp halten)し、マネーサプライの根強い増勢を抑制しようとのブンデス銀行の従来の政策路線を継続することをねらいとしたものである。」

また、ブンデス銀行は本措置につき補足的に以下のとおりコメントしている。

「ブンデス銀行としては、金融機関が安易にロンパート貸付に依存するのを回避しつつ、従来のきつめの金融調節態度を維持していく考えであるが、今回の債券オペレーション・レートを6.5%と現在のロンパート・レート6%より高く設定(前回の債券オペレーション・レートは、当時のロンパート・レート5.5%を下回る5%)したのは、中央銀行信用のコストを若干高めることをねらったものであり、この意味では、引締め態度をやや強めたものといってよい。ロンパート貸付の限度額は公表しないが、再割引わくに比し、かなり低めの方向で考えている。また、債券オペレーションの規模は、上記方針のもとで日々の資金需給を勘案して決定していくこととしている。」

## ◇フランス政府、景気支持策を発表

1. フランス政府は8月29日、住宅建設の促進、公共事業の拡大、家族手当の増額等を骨子とする一連の景気支持策を閣議決定し発表した。これは、物価・雇用情勢等に改善がみられないことから、このところ政府批判が強まっていることにかんがみ、石油価格の上昇がもたらすデフレ効果を緩和するとともに、インフレによる影響の深刻な低所得世帯の購買力補てんをねらったものとされている。本措置による政府支出の規模は、79・80両年度で45.5億フランとなっている(うち79年度分30億フラン)。

今次措置の概要は次のとおり。

(1) 住宅建設等の促進(支出規模25.5億フラン、うち79年度分10億フラン)

イ. 住宅建設の促進(支出規模11.2億フラン、うち79年度分4.5億フラン)

(イ) 住宅供給公社等の新規住宅建設資金および個人による新規住宅取得資金にかかる利子補給の拡大(当初予算予定戸数25万戸、今回2万戸追加)

(ロ) 既存住宅の改善に対する補助金の拡大

(ハ) 市街地住宅再開発事業に対する補助金の拡大

ロ. 省エネルギーに資する建設投資の促進(支出規模5.1億フラン、うち79年度分2.2億フラン)

(イ) 民間の省エネルギー住宅建設に対する助成金の支給(石油節約量年間1トンにつき400フランの助成金を支給)

(ロ) 省エネルギー型公共建築物の建設促進

ハ. 公共事業の拡大(支出規模9.2億フラン、うち79年度分3.3億フラン)

(イ) 国道・地方道・運河網等の整備(付帯施設中心)

(ロ) 下水処理施設等生活環境の整備

(2) 低所得世帯に対する所得補てん措置の拡大(支出規模20億フラン、全額79年度分)

イ. 学齢児童手当(allocation de rentrée scolaire)の臨時増額(支出規模10.5億フラン)

就学子女(6歳以上16歳未満)を養育する低所得世帯(所得上限は、子女1人を養育する世帯については年間39,900フランとし、子女1人増えるごとに所得限度額を5,778フランずつ拡大する)に対し支給する学齢児童手当を、本年に限り倍額に増額する(子女1人当り、従来189.8フラン→今回400.7フラン)。

ロ. 家族手当(complément familial)の50%臨時増額(支出規模5.5億フラン)

3歳未満の子女または3人以上の子女を養育する低所得世帯(所得上限は、子女1人を養育する世帯については年間39,900フラン、以後子女1人増える

ごとに所得限度額を7,980フランずつ拡大する)に対し支給する家族手当を10月分に限り50%増額(月額(従来395フラン→600フラン)する。

ハ. 老齢年金補足手当(minimum vieillesse)の臨時増額(支出規模4億フラン)

老齢年金の水準が十分でない老人に補完的に支給されている補足手当を10月分に限り200フラン臨時増額(従来月額566.66フラン)する。

2. 今次措置に関し政府では、「6月末の石油価格の大幅上昇によるデフレ効果により、80年の経済成長率は2%を下回る恐れが強まっている。政府としては、失業問題等の解決を図るには80年の経済成長率を2.5%程度に拡大する必要があると考え、80年予算の決定を待たずに今次措置を決定した(注)。しかしながら、従来からの政府の基本的経済運営方針である①EMS内のフラン相場の安定化、②金融節度の維持、③貨上げの抑制等を引き続き堅持していくことには変わりはない」(バール首相)と説明している。一方、これに対する反響をみると、「80年の経済成長率が低下するとみられる原因は、石油価格の上昇もさることながら、社会保険料負担率の引上げによる可処分所得の減少を映じた個人消費の伸び悩みや先行き見通し難を映じた民間設備投資の回復の遅れ等、政府自身の政策運営に帰すべきところが大きい」(ル・モンド紙ほか)とし、今回程度の小規模な措置では「失業、インフレ等の当面する問題の解決を図るには全く不十分」(労働総同盟<CGT>ほか)との批判が根強い。

(注) 政府試算によれば、今次住宅建設等促進措置により、79・80両年で約70億フランの建設需要が誘発され、3万人の雇用増と80年につけ0.2%ポイントのGDP成長率の押上げが可能、また、低所得1世帯に対する所得補てん拡大措置も、80年につけ0.1~0.2%ポイントのGDP成長率押上げ効果を有するとされている。

#### ◇イタリア、新内閣成立

1. イタリアでは、6月3・4日に実施された総選挙(注)のあと長期にわたり組閣工作が続いているが、8月5日に至り、キリスト教民主党、社会民主党、自由党の3党連立(下院630議席中291議席)によるコシガ内閣が成立し、年初来の政治的空白に終止符が打たれた。なお、11日(下院)および12日(上院)に行われた信認投票に際しては、共産党が反対票を投じたものの、第3党の社会党が棄権に回って間接的な協力を与えたため、新内閣は無事に同投票を乗切った。

新内閣の顔振れをみると、約3年ぶりにキリスト教民主党以外の政党が参加している(24閣僚中、社会民主党4名、自由党2名)ほか、社会党系のテクノクラート2名が加わっているものの、主要ポストの留任(前閣僚中13名)が多く、新味に乏しいものとなっている。主要

閣僚名次のとおり。

首 相 Francesco Cossiga(第4次アンドレオッティ内閣内相、キリスト教民主党)

副 相 Filippo Maria Pandolfi(留任、同上)

経 済 相 Massimo Reviglio(トリノ大学教授)

予 算 相 Nino Andreatta(ボローニャ大学教授、キリスト教民主党)

外国貿易相 Gaetano Stammati(留任、同上)

外 相 Franco Malfatti(前経済相、同上)

(注) 今回の総選挙、およびそれまでの経緯については、4月号および6月号「要録」参照。

2. 今次組閣工作が長期化した背景としては、第1党のキリスト教民主党内部に分裂が生じているため、同党が、共産党との「歴史的妥協」路線を継続するか、あるいは社会党との中道左派路線を復活させるかを決しかねている事情が指摘されており、新内閣も、キリスト教民主党と社会党の妥協から生じた暫定的実務内閣とみなされている。

#### ◇イタリア、企業の社会保険負担軽減措置を延長

イタリア議会は8月13日、コシガ新内閣が先に決定した6月末期限切れの企業の社会保険負担軽減措置(注1)延長(本年12月末まで)を承認した。

なお、政治的空白の長期化(注2)により本措置延長の決定が遅れたため、今次決定は7月1日に遡及して実施される。

(注1) 社会保険料企業負担の一部(労働者1人当たり24.5千リラ)を国庫が肩代りすることにより、企業の労働コストを軽減する措置。77年2月に期限措置として導入され、その後、何度か期限を延長されてきたが、最近では本年1月に半年間の延長が決定されていた(2月号「要録」参照)。

(注2) 「要録」別項参照。

#### ◇スイス中央銀行、大口為替取引の報告徴求措置の撤廃等を決定

1. スイス中央銀行は8月3日、大口為替取引に関する以下の措置を決定、各金融機関に対し通達した。

(1) 75年4月以降実施してきた大口為替取引の報告徴求措置に関する紳士協定(注1)を本年7月以降撤廃する。

(注1) 同協定は、市中銀行(外銀支店を含む)、多国籍企業、一部金融会社を対象に、75年4月、同年末までを期限に締結された。その後、4度にわたって期限延長されたが、76年12月の期限延長に際しては、その内容が簡素化され、これにより從来市中銀行等の関係各金融機関が行っていた書面によるスイス中央銀行への報告義務(1件5百万ドルを超える直・先物大口為替取引につき取引発生の都度報告)が免除され、その代わりに投機的取引と判断される大口為替取引についてのみ、スイス中央銀行に対し電話連絡すれば足りる扱いとなった(50年4月号、51年1月号、8月号52年1月号、7月号各「要録」参照)。

(b) 上記紳士協定を強化するため、76年9月以降、新たに1日の為替取引(直・先物取引およびスワップ取引)の出来高が15百万スイス・フラン以上の場合には、当該金融機関は当日の取引高をスイス中央銀行へ報告するよう法的に義務付けていた(注2)(51年9月号「要録」参照)が、今後当分の間これを中止する。

(注2) スイス中央銀行では、同通達のなかで今後の為替市場の動向いかんによっては、同措置を再び導入することもあり得るとの留保を付けている。

2. 本決定につき、スイス中央銀行では「近年為替取引に関する情報システムが整備されてきていることに加え、このところ為替市場が比較的安定的に推移していることにもかんがみ、とられたもの」と説明している。

#### ◇ノルウェー、一連の流動性吸収措置を実施

1. ノルウェー中央銀行は8月8日、最近の銀行貸出の増すうにかんがみ、流動性貸付制度の貸付わく(注)を半減させ、9月1日より実施する旨決定、発表した。なお、消費者向け貸出の目立つ6行については、同制度の適用を全面的に停止した。

また、ノルウェー政府は9日、このところ貸出増加の顕著な南ノルウェー地区所在の貯蓄銀行について、第一線準備率をこれまでの3%から9%に引き上げ、15日から実施する旨決定した。

2. こうした一連の流動性吸収措置の背景についてノルウェー中央銀行では、「堅調な個人消費を映じた輸入の増加による貿易収支の悪化傾向に対し、政府では輸入抑制政策をとってきたものの、その効果は十分とはいせず、この際金融面からも引締め政策をとることによって生産の伸びを抑え、対外ポジションの改善を図ることが必要と判断した」と説明している。

### 流動性貸付わく

(総資産に対する比率・%)

段階	I	II	III	IV	V
1～2月	2	2	2	2	2
3～4月	3	3	2	2	2
5～6月	3	3	2	2	2
7～8月	2	2	2	4	2
9～10月	2	2	2	2	2
11～12月	3	6	4	2	2
適用利率 (公定歩合に上乗せする) 加算レート	0	1.5	3.5	5.5	7.5

(注) 流動性貸付制度は、季節的資金需要に応じる目的で1965年4月に創設されたもので、本制度によると、商業銀行および貯蓄銀行は総資産の一定割合をもって決められたわくの範囲内で、ノルウェー中央銀行より自動的に無担保貸付を受けることができるとしている。また同貸付わくは資金需要に応じ2ヶ月ごとに5段階に分けて設定され、貸付比率が高まるにつれて高い利率が適用される仕組みとなっている。

#### ◇フィンランド、現金準備率を引上げ

フィンランド中央銀行は8月21日、現金準備率を1.6%に引上げ、8月の対象預金から実施する旨発表した。これは、引続き銀行部門の流動性が増加していることに対処してとられた措置である(4月号および6月号「要録」参照)。

#### 現金準備率の推移(%)

4月	5月	6月	7月	今回
0.2	0.4	0.8	1.2	1.6

#### ◇南アフリカ準備銀行、公定歩合を引下げ

1. 南アフリカ準備銀行は8月12日、公定歩合を0.5%引下げ7%とし、翌13日より実施する旨発表した。同行の公定歩合変更は3月17日の引下げ(8.0→7.5%、4月号「要録」参照)以来のことである。
2. 本措置に関し、南アフリカ準備銀行では、「最近の短期金利動向に追随するとともに、一層の金融緩和を促進するもの」としている。

#### ◇ザイールのIMFスタンド・バイ借款承認

1. ザイール政府は7月18日、IMFに趣意書を提出し、借款の供与を要請していたが、IMF理事会は8月28日、以下のような内容のザイール向けスタンド・バイ取決めの締結を承認した。

(1) 取決め額総額 1.18億SDR(約1.53億ドル)

(2) 引出し期間 18か月

うち

79年11月末の引出し残高の上限	0.2億SDR
80年2月末	〃 0.396億SDR
80年5月末	〃 0.592億SDR
80年8月末	〃 0.788億SDR
80年11月末	〃 0.984億SDR
(残る0.196億SDRについては、80年12月1日以降引出し可能)	

2. ザイール政府が提出した趣意書の概要は以下のとおり(対象期間79年7月1日～80年12月31日)。

(1) 財政赤字の削減

脱税防止、増税等による歳入の強化と、人件費節約、国営企業への補助金削減等による歳出抑制によ

り、政府の対銀行借入所要額を縮小(78年528百万ザイール→79年350百万ザイール)する。

#### (2) 金融の引締め

銀行の国内資産、および対政府債権の残高に、以下のごとく上限を設ける。

<単位、百万ザイール>

国内資産	対政府債権
------	-------

78年12月31日(実績)	2,286	1,578
79年3月31日(〃)	2,446	1,674
〃 9月30日	2,740	1,828
〃 12月31日	2,916	1,928

また、公定歩合のほか、金融機関の預金および貸出金利を適正水準に引上げる。

#### (3) 賃上げの抑制

公共部門の79年の賃上げはゼロとする。民間部門については、79年7月1日の賃金水準を同年末まで凍結する。

また、賃金・物価スライド制はすべて廃止する。

#### (4) 為替レート

輸出競争力強化の必要性、国内の物価および賃金動向に照らして柔軟な為替政策を採ることにより、公定相場と市場相場の乖離幅を縮小する(注)。また、ダイヤモンドの輸出に際して77年4月以降認められてきた優遇レートを漸次撤廃し、相場の1本化を図る。

(注) 8月27日、ザイールは同國通貨ザイールの対外レートを25%切下げ、1ザイール=0.375 SDRとした。ザイールの切下げは78年11月以降5回目。

#### (5) 対外債務の返済

債権国に対し、中長期債務の返済スケジュール変更を求める一方、79年中、政府の新たな対外借入、または政府保証付対外借入(ただし、対外債務の借換えを除く)のうち、期間1~12年のものは100百万SDRまで、うち期間1~5年のものについては40百万SDRまでとする(80年の上限については、79年末までにIMFと合意の上設定する)。

また、上記のごとく返済スケジュールを変更するとともに、79年中50百万SDR、80年中100百万SDRの返済を実施することにより、対外債務残高を以下のごとく減少させる(80年中の残高については79年末までに決定)。

<単位、百万SDR(注)>

78年12月31日(実績)	949.7
79年3月31日(〃)	1,055.9
〃 6月30日(実績見込み)	1,073.4
〃 9月30日	1,087.7

79年12月31日 899.7

(注) 78年12月31日のSDRレートにより換算。

#### (6) 外貨管理の強化

輸出代金の国内環流を促進するとともに、本計画実施期間中、バーター貿易を禁止する。また、外貨の割当ては、ザイール銀行が毎月作成する外貨予算に基づいて合理的に行う。

#### (7) 対外取引き制限策の不採用

本スタンダード・バイ取決め期間中は、国際収支上の理由から経常取引きに新たな制限を加えたり、現存の制限を強化したりしない。また、いずれのIMF加盟国とも、二国間取引き協定を結ばない。

3. 本スタンダード・バイ借款に関し、IMFでは、「ザイールは過去4年間、対外収支の逆調、生産の低迷、高率インフレ、および財政赤字の肥大に悩んでおり、今次取決めは、経済安定化に向けてのザイール政府の短期的計画を支援するために供与されるものである」と述べている。

## アジアおよび大洋州諸国

#### △アジア開発銀行、貸出金利を引上げ

アジア開発銀行は8月16日、通常資本財源(応募済資本金、準備金、借入金)からの貸出金利を年7.4%から同7.6%に引上げ、同日融資承諾分から適用する旨発表した(なお、特別基金財源<拠出金等>による貸出については、従来どおり年1%の貸出手数料のみを徴求)。

本措置について同行では、最近の資金調達コストの上昇を映じた世界銀行の貸出金利引上げ(本年7~9月の融資承諾分につき年7%から同7.9%に引上げ)に追随したものと説明。

#### ◇韓国、建築禁止措置を一部解除

韓国政府は、昨年5月来実施してきた建築禁止措置を8月1日から一部解除することとした。これは、最近の建築活動の低迷(建築許可面積1~6月前年同期比△21.2%)に伴い、セメント、鉄筋等建築資材の品不足が解消されつつあるところからとられた措置。解除の対象となった建築物は次のとおり。

- (1) 31階建以下かつ延面積2万坪以下のオフィス用ビル、および宿泊施設。
  - (2) 延面積1万坪以下の商業用店舗。
  - (3) 撮影所および報道機関用建物。
  - (4) ガソリンスタンド等危険物貯蔵所、学習塾。
  - (5) 40坪以上のソーラーハウス。
- もっとも、40坪以上の個人住宅および45坪以上のアパ

ート、公共機関の建物等については建築禁止措置を継続。

#### ◆台湾、公定歩合、預貸金利の引上げ等を実施

中央銀行は8月21日、公定歩合および市中預貸金利の引上げを決定、22日から実施した(公定歩合引上げ幅1.5%)。これは、5月の金利引上げ措置実施にもかかわらず、物価上昇傾向が一段と強まっている(卸売物価前年同期比4~6月+12.9%→7月+13.5%)ところからとられたもの。新旧金利は次のとおり(単位、年利・%)。

(1) 公定歩合 新レート 旧レート (引上げ幅)

手形再割引	11.0	9.5	(1.5 )
担保貸付			
公債担保	12.5	11.0	(1.5 )
その他担保	12.5	11.0	(1.5 )
短期融通 (無担保)	14.75	13.25	(1.5 )
輸出前貸	9.5	8.5	(1.0 )

(2) 市中金利

貸 出 最高 最低 最高 最低

手形割引				
3か月	11.0	10.5	13.0	12.5 (2.0 )
3か月 ~1年	11.0	10.5	12.5	12.0 (1.5 )

担保貸付

1年以内	14.0	13.5	12.5	12.0 (1.5 )
1年超	14.5	14.0	新 設	

無担保貸付

1年以内	14.75	14.25	13.25	12.75 (1.5 )
1年超	15.25	14.75	新 設	
輸出前貸				

預 金

普通預金				
2.0	2.0	1.5	(0.5 )	

定期預金

1か月もの				
9.0	9.0	7.0	(2.0 )	
3か月〃	9.5	7.75	(1.75)	
6か月〃	10.25	8.5	(1.75)	
9か月〃	11.25	9.5	(1.75)	
1年および 1年超もの	12.5	11.0	(1.5 )	

貯蓄預金

普通貯蓄				
8.0	8.0	6.0	(2.0 )	

定期貯蓄

1年もの				
12.5	12.5	11.0	(1.5 )	
2年〃	12.5	11.0	(1.5 )	
3年〃	12.5	11.0	(1.5 )	

なお、金利引上げ措置と同時に預金準備率が一部引下

げられた(定期預金13→11%、貯蓄性定期預金11→9%、貯蓄性普通預金17→15%)が、これはインフレ抑制を図る一方で、このところ企業の資金繰りが全般に著しくひっ迫、一部では企業活動にかなりの支障生じている現状にかんがみとられたもので現地有力紙は「現在の生産停滞、インフレ高進の状況下でとられた非常措置」と論評している。

#### ◆香港、銀行ライセンスの発給を一時停止

香港政府は8月7日、銀行ライセンス発給を今後少なくとも6か月間、停止する旨発表した。今次措置につき現地金融筋では、昨秋来の一連の金利引上げ措置にもかかわらず、銀行貸出の大幅増加が一向に収まる気配をみせていないのは、昨年3月の銀行ライセンス発給再開以来銀行数が急増(注)し、貸出競争が激化していることも一因との見方からとられたものではないかとしている。

(注) 香港では、1965年以降銀行ライセンスの発給は原則的に停止されていたが、国際金融センターとしての香港の地位向上を目指して78年3月、外銀に対して発給が再開された。78年3月~79年8月にライセンスの発給をうけた銀行は下記のとおり41行、うち邦銀は富士、興銀の2行。この結果香港全体のライセンス保有銀行数は74行から115行へ増加、うち邦銀は従来の東銀、三和、住友と合わせ5行。

#### 香港のライセンス銀行

(78/3月、ライセンス発給再開後認可分)

( )内認可年月

##### 1. 英 系(5行)

- (1) Lloyds Bank International Ltd.(78/7)
- (2) National Westminster Bank Ltd.(〃)
- (3) The Royal Bank of Scotland Ltd.(〃)
- (4) Bank of Scotland(78/9)
- (5) Midland Bank Ltd.(79/8)

##### 2. 米 系(11行)

- (1) Chemical Bank(78/7)
- (2) Manufacturers Hanover Trust Co.(〃)
- (3) Morgan Guaranty Trust Co. of New York(〃)
- (4) Crocker National Bank(78/9)
- (5) Northern Trust Co.(〃)
- (6) Mellon Bank NA(78/11)
- (7) North Carolina National Bank(〃)
- (8) First National Bank of Boston(〃)
- (9) United California Bank(78/12)

- (10) The First National Bank of Chicago(79/4)
- (11) Republic National Bank of New York(〃)

##### 3. カナダ系(5行)

- (1) Bank of Montreal(78/7)

(2) Bank of Nova Scotia(78/7)  
 (3) Canadian Imperial Bank of Commerce(〃)  
 (4) The Royal Bank of Canada(〃)  
 (5) Tronto-Dominion Bank(〃)

4. 欧州大陸系(13行)  
 (1) Banque de Paris et des Pays-Bas SA(仏)(78/7)  
 (2) Crédit Lyonnais SA(仏)(〃)  
 (3) Société Générale(仏)(〃)  
 (4) Commerzbank AG(西独)(〃)  
 (5) Dresdner Bank AG(西独)(78/9)  
 (6) Swiss Bank Corp.(スイス)(78/12)  
 (7) Crédit Suisse(スイス)(〃)  
 (8) West Deutsche Landesbank Girozentrale(西独)  
 (79/3)  
 (9) Union Bank of Switzerland(スイス)(〃)  
 (10) Banque Worms SA(仏)(79/5)  
 (11) Banco Di Roma(伊)(79/8)  
 (12) Deutsche Bank AG(西独)(〃)  
 (13) Deutsche Genossenschaftsbank(西独)(〃)

5. 日系(2行)  
 (1) 富士銀行(79/8)  
 (2) 日本興業銀行(〃)

6. アジア・極東系(5行)  
 (1) State Bank of India(インド)(78/7)  
 (2) Bank Mellî Iran(イラン)(78/9)  
 (3) Philippine National Bank(フィリピン)(79/8)  
 (4) Bank of Seoul and Trust Company<ソウル信託  
     銀行>(韓国)(〃)  
 (5) Hanil Bank Ltd.<韓一銀行>(韓国)(〃)

利)。

普通預金	9.25( 7.75)
通知預金	9.25( 7.75)
定期預金	
3ヶ月もの	9.25( 7.75)
6ヶ月もの	9.25( 9.0 )
12ヶ月もの	11.5 (10.0 )

◇フィリピン、1980年度予算案を発表

フィリピン政府は7月24日、1980年度(80年1月~12月)予算案を国会に提出した。同予算案提出にあたってマルコス大統領は、石油価格引上げに伴う先進国景気の後退がフィリピン経済を及ぼす影響に懸念を表明し、これに対する中長期的対策として①インフラストラクチャー建設のための資本財生産の増強、②食料品や生活基礎的物資の生産力強化、などを財政投資の優先分野とする方針であることを強調した。本予算案の概要は次のとおりであるが、全体としてみると予算規模は前年度比16%増と控えめながら歳入面では借入金依存度の高い実質赤字予算。

(1) 歳出は住宅建設・社会福祉関係費を中心とした社会開発費の増加(前年度比+27.9%)や政府の対外対内債務返済増に伴う一般行政経費の著増(同+41.5%)がみられる反面、歳出の約4割を占める経済開発費では、農・工業開発費等(同+52.4%)への重点配分やエネルギー開発費(12億ペソ、歳出に占めるウエイト3%)の

## フィリピンの1980年度予算案

(単位・億ペソ)

		1979年度	1980年度	前年度比%
歳 入	租税等経常収入	288	317	10.1
	借 入 金	55	81	47.3
	うち(国 内 対 外)	17 38	37 44	117.6 15.8
	計	343	398	16.0
歳 出	経済開発費	142	155	9.1
	社会開発費	86	110	27.9
	うち(教 育 費 医 療 費)	42 17	37 14	-11.9 -17.6
	(住宅建設・社会 福祉関係費他)	27	59	118.5
	一般行政経費	65	92	41.5
	國 防 費	50	41	-18.0
	計	343	398	16.0

新設といった動きが見られるものの、インフラ整備投資の抑制を主因に前年度比小幅の伸び(同+9.1%)にとどまっている。

(2) 一方、歳入は租税等経常収入がガソリン税、エネルギー消費税、海外出稼ぎ労働者に対する人頭税、不動産売却に伴う所得税等の増税にもかかわらず、全体としては前年度比+10.1%の伸びにとどまる見込みから、歳出との差額については借入金の増大(前年度比+47.3%)に依存する形。

#### ◇インドネシア、425百万ドルのシンジケート・ローンを取り入れ

インドネシア中央銀行は8月14日、国際シンジケート團と総額425百万ドルにのぼるシンジケート・ローン借入契約に調印した。当該資金は各種既往対外債務の借換えに充当される予定。借入条件等は次のとおり。

金額 425百万ドル

償還期間 10年(うち据置期間5年、以後元利均等半年賦)

金利 LIBOR+5‰(当初5年間)

LIBOR+3/4%(5年超満期まで)

借入先 主幹事 Morgan Guaranty Trust Co. of New York, Chase Manhattan Asia Ltd., 興銀の3行のほか約50行(邦銀では興銀のほか第一勧銀、富士、住友、三菱、三和、三井、東海、太陽神戸、日長銀、東銀の10行が参加)

#### ◇スリランカ、紅茶の輸出税引下げ

スリランカ政府は7月4日、紅茶の輸出税を次のとおり引下げて一本化し即日実施する旨発表した。

	新 ルピー/kg	旧 ルピー/kg
バラ積み	10.50	15.50
包装品	10.50	13.50

今次措置は、同国的主要輸出品目である紅茶(輸出全体に占めるウエイト約5割)の国際市況が77年央をピークに大幅に低落(79年7月末時点、ピーク比6割減)し輸出業者の業績が不振に陥っているため、これを救済するためにとられたもの。

#### ◇パキスタン、1979年度の輸出目標を発表

パキスタン政府はこのほど、1979年度(79年7月~80年6月)の輸出目標および輸出振興策を発表した。

#### (1) 1979年度輸出目標

(参考)1978年度実績

	百万米ドル	前年度比%	百万米ドル	前年度比%
米	381.0	(11.6)	341.4	(30.3)
綿糸	231.0	(17.8)	196.1	(n.a.)
綿布	220.0	(5.2)	209.1	(n.a.)
皮革	130.0	(5.6)	123.1	(n.a.)
絨毯	183.0	(7.1)	170.8	(n.a.)
その他 とも計	1,900.0	(11.9)	1,697.9	(26.9)

#### (2) 輸出振興策

- ① 輸出所得に対する非課税限度比率の引上げ(所得額の50→55%)。
- ② 工業製品輸出に対する輸出金融の利子率引下げ(11→3%)。
- ③ 1980年に実施を予定していた輸出信用保証制度の撤廃を無期延期。
- ④ 主要輸出品の一部につき輸出税を引下げ(デン綿<3→0%>、ステープル・コットン<25→10%>、糖ミツ(30→20%)。

#### ◇サウジアラビア、1979年度予算を発表

サウジアラビア政府はこのほど、1979年度予算(79年6月~80年5月)を発表した。その主な特色としては①予算規模は原油値上げに伴う大幅増収を背景に1,600億リアル、前年度比+23.1%(前年度同+18.2%)とかなり拡大していること、②歳出面では不安定な中東情勢に対応して軍事・治安費に引き続き最重点配分していること、③このところ物価上昇が鎮静化(CPI伸び率、73~76年平均+25.7%、77年+11.4%、78年-1.6%)していることもあり、従来インフレ対策上抑制してきた国内開発投資を若干復活させていること、などが挙げられる。

#### サウジアラビアの1979年度予算規模

(単位: 億リアル)

	1978年度 前年度比	1979年度	
		%	前年度比
歳入	1,300	18.2	1,600
歳出	1,300	18.2	1,600
うち労働力開発	157	-8.7	171
インフラ開発	408	-3.5	419
経済資源開発	111	50.0	129
厚生	86	30.3	92
軍事・治安	456	35.4	561
行政	54	8.0	104
その他	28	n.a.	124
		4.4倍	

### ◇豪州、1979年度予算案を発表

豪州政府は8月21日、1979年度(79年7月～80年6月)予算案を議会に提出した。本予算案は前年度に引きインフレ抑制を最重視した緊縮型予算で、財政赤字が一次産品関連の好況を映じた税収増等から、前年度に比べ若干縮小をみているのが特徴。

ハワード蔵相は、本予算案提出に際し、①新年度のマネーサプライ(M<sub>s</sub>)の伸び率目標値は+10%程度(前年度+11.8%)とやや低めに見込んでいるが、石油価格引上げ、賃金上昇等からCPI上昇率は10%(前年度+8.8%)を上回るものと予想されること、②実質GDP(除く農業部門)伸び率については輸出の拡大等から+3.0%と前年度の伸び(+2.8%)を若干上回ることが見込まれること、などを説明。

本予算の規模および主要施策は次のとおり。

#### 1. 予算規模

歳入については、個人所得税は、税率の引下げが実施されるものの、一次産品関連の好況を背景に全体としては增收となるほか、消費税がOPEC原油価格にスライドした国内産原油課徴金の大幅引上げを主因に大きく伸びること等から歳入総額は295.0億豪ドル、前年度比+15.4%とかなりの增收が見込まれている。一方歳出は、インフレ対策の見地から住宅費、都市・地域開発費が削減されているほか、教育費も低い伸びに抑えられていること等から316.9億豪ドル、前年度比+9.1%と最近10年間では前年度(同+7.7%)に次いで低い伸び率となっている。この結果、収支じりの赤字幅は21.9億豪ドルと前年度(34.8億豪ドルの赤字)を大幅に下回る見込みとなっている。

#### 2. 主要施策

##### (1) 岁入面

イ. 国産原油課徴金の上乗せ(国産原油価格を輸入価格にスライドさせて決め、差額を課徴金として国庫に吸収)。

ロ. 在庫評価調整(インフレでふくらんだ在庫評価額を調整し企業の税負担を軽減)の廃止。

ハ. 海外からの留学生に対して授業料を新設(1人当たり年額1,500～2,500豪ドル)。

ニ. 従来の無関税輸入品に対して従価税(2%)を適用。

ホ. 前年度に導入した個人所得税の税率引下げ(平均税率34.57%→32%<特別付加分2.57%の廃止>、12月1日実施)。

ヘ. 課税インデクセーション制度(CPI上昇率にスライドして課税対象所得区分を引上げ)の廃止。

ト. 株式非公募会社に対する所得課税の控除割合の引上げ(現行60%→70%)。

チ. 石炭輸出税の引下げ(強粘結炭3.50豪ドル/トン→1.00豪ドル/トン、11月1日実施)。

##### (2) 岁出面

イ. 国防費の増額(前年度比+10.8%)。

ロ. 輸出関連企業等への奨励金の大幅引上げ(経済サービスのうち産業援助開発、前年度2,000万豪ドル→1億7,000万豪ドル、輸出開発補助金、前年度3,800万豪ドル→4,500万豪ドル)。

### 豪州の1979年度予算

(単位・百万豪ドル)

		1978年度 (実績)	1979年度	前年度比増減 (+/-)率・%
歳 出	國 防	2,606	2,887	10.8
	教 育	2,493	2,570	3.1
	保 健	2,901	3,165	9.1
	社会保障・福祉	8,144	8,925	9.6
	住 宅	382	359	-6.1
	都市・地域開発	108	95	-11.6
	運 輸・通 信	728	846	16.2
	経済的サービス	1,671	1,931	15.6
	一 般 行 政	1,915	2,137	11.6
その他とも計		29,045	31,692	9.1
歳 入	所 得 税	15,954	18,528	16.1
	うち 個 人	12,804	15,128	18.2
	法 人	3,037	3,280	8.0
	消 費 税	3,845	4,771	24.3
	販 売 税	1,770	1,900	7.4
	関 稅	1,457	1,664	14.2
その他とも計		25,567	29,499	15.4
収 支 じ り		△ 3,478	△ 2,193	/

### ◇ニュージーランド、新給与法案を議会に提出

ニュージーランド政府は7月27日、インフレ防止の観点から、政府の賃上げ決定権限を拡大するため次のような新給与法案を議会に提出した(9月3日以降に施行の方針)。

(1) 労働者の賃金引上げ幅ならびに雇用条件に関するすべての決定権限を総督(実質的には内閣)に付与する。

(2) 総督は、各企業等の労働協約の有無にかかわらず一律の賃金引上げを実施できる。

(3) 仲裁裁判所における賃上げ裁定方式を規定した現行賃金法を廃止する。

今回の措置は、本年に入って失業者数が史上最高を記録するなど雇用情勢の悪化をみているほか石油価格の値上がりや食料品価格の高騰に加え6月末のニュージーランド・ドルの切下げ(7月号「要録」参照)等からインフレ

高進の懸念が一段と強まってきたため、政府の賃上げ抑制機能を強化し、インフレや雇用問題に対処しようとしたもの。